

事務連絡
令和2年5月1日

各保護者様

我孫子市教育委員会
教育長 倉部 俊治

臨時休業に伴う令和2年度学校給食費の徴収について

保護者の皆様には、日頃より学校給食に対し御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

令和2年4月8日から5月31日までの臨時休業等に伴う学校給食費の取り扱いにつきましては、下記のとおりといたしますので御了承いただきますようお願い申し上げます。

記

①令和3年3月31日まで在籍する児童生徒

令和2年5月以降の新型コロナウイルス感染拡大状況が見通せず、学校再開後は夏休み等の長期休業を短縮することで給食実施回数を増やすことが想定されます。そこで、4・5月分の給食費は一旦徴収しますが、2～3学期に精算を行う予定です。

②令和2年度中に転出する児童生徒

①と同様に4・5月分の給食費は一旦徴収しますが、転出する前に返金等の対応をさせていただきます。

転出予定がありましたら、早急に在籍している学校にお知らせください。

担当 学校教育課 保健給食担当 藤岡 TEL 04-7185-1267
